

移動等円滑化取組計画書

2021年 6月 25日

住 所 滋賀県彦根市駅東町15番1
事業者名 近江鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯田 則昭

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社の全33駅のうち20駅は、プラットホームの内側であることを認識できるよう、内方線を設けた点状ブロックが未設置となっている。こうした現状を踏まえ、内方線を設けられていない点状ブロックについては、内方線付き点状ブロックへ順次取替えを推進していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

- ①ホームから線路を横断するための構内通路の間にスロープが無い駅を車椅子の方が利用できるよう持ち運び式のスロープを導入する。
- ②無人駅において、事前連絡により乗降補助の依頼があれば、近隣の有人駅などから係員が対応する仕組みを導入する。
- ③仕組みの導入にあたり、事前連絡のための連絡先をホームページや駅で告知することにより周知を行う。
- ④仕組みの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた際に係員が適切に対応出来るよう研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
鳥居本駅 豊郷駅	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックを J I S 規格に適合する内方線付き点状ブロックへ更新する。(2021 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設・設備の維持管理および操作方法や接遇方法の習得	バリアフリー設備等は使用に支障がないように定期的な点検を実施し、必要に応じて修理や交換を行う。 また、バリアフリー設備等の使用に支障がないように使用方法や接遇方法に関する定期的な研修を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡により乗降補助の依頼があれば、近隣の有人駅などから係員が対応する仕組みを導入する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	ホームページにて各駅構内施設の情報を提供する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた係員が適切に対応出来るよう研修を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発ポスター等の掲出	関係団体と連携し駅掲示板等に啓発ポスターを掲出する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

ご利用のお客さまなどから寄せられるバリアフリーに関する要望等を集約し、今後のバリアフリー化を推進する為に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。